

重度障がい者医療所得制限限度額（※高校生以上）

※高校生以上・・・15歳に達する日以後の最初の4月1日を迎えた人

（限度額は年度によって変更になることもあります。）

扶養親族等の数(人)	障がい者本人	配偶者及び扶養義務者
0	3,661,000円	6,287,000円
1	4,041,000円	6,536,000円
2	4,421,000円	6,749,000円
3	4,801,000円	6,962,000円
4	5,181,000円	7,175,000円
5	5,561,000円	7,388,000円
加算額	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1人につき 100,000円 特定扶養親族 1人につき 250,000円	扶養親族が2名以上で、うち老人扶養 親族がある場合、老人扶養親族1人 につき（扶養親族が老人扶養親族のみの 場合は、1人を除いた1人につき） 60,000円

重度障がい者医療の所得判定には、下記の控除が適用されます。

障がい者本人

社会保険料控除	当該控除額	配偶者特別控除	当該控除額
雑損控除	当該控除額	寡婦（寡夫）控除	27万円
医療費控除	当該控除額	特別寡婦控除	35万円
小規模企業共済等掛金控除	当該控除額	勤労学生控除	27万円
障害者控除（扶養者のみ）	27万円	特別障害者控除（扶養者のみ）	40万円
※障がい者本人の所得から本人の障害者控除及び特別障害者控除は控除できません			

配偶者及び扶養義務者

社会保険料控除	8万円	配偶者特別控除	当該控除額
雑損控除	当該控除額	寡婦（寡夫）控除	27万円
医療費控除	当該控除額	特別寡婦控除	35万円
小規模企業共済等掛金控除	当該控除額	勤労学生控除	27万円
障害者控除	27万円	特別障害者控除	40万円

【問合せ先】

筑紫野市国保年金課医療年金担当
TEL 923-1111（内線350・351）